

議案第21号

つくば市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正
する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正
する条例

つくば市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年つくば
市条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例

第1条中「つくば市障害程度区分認定審査会」を「つくば市障害支援区分認定審
査会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。